

答 申 第 1 4 8 号
令和 7 年 9 月 30 日
(諮問公第173号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった公文書の「受理番号」欄については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和6年8月13日付けで、「苦情・相談等事案処理票のうち、〇〇警察署が令和5年2月1日から同年2月28日に受理したもの」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和6年8月28日付け鹿総第217号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和6年9月25日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

「受理番号」欄についての「開示」を求める。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 非開示理由が条例第7条第1号及び第6号とされているが、受理番号は個人情報には当たらず、また証明業務の遂行に支障を及ぼすとは思えない。

イ 受理番号は、個人に対し、ユニークに設定された識別番号ではなく、あくまでも相談案件に対して付与された整理のための固有の番号である。

ウ 苦情・相談等事案処理票は県警内部の記録簿であって、県民に対しては一切公開されていない。当該番号を知り得たものが、当該相談を行ったものが誰であるかを特定する方法は無く、特定の個人を識別することができるものとは言えない。

エ 相談内容等の記述であれば、その記述の内容によっては、特定の者に対し、風評被害等が生じる恐れがあるが、単なる番号であるため、特定の者の権利利益を害する恐れはない。

オ 条例第7条第6号の範囲は、あくまでも県の機関が行う事務又は事業であり、非開示の理由として記載されているのは、「警察に被害届を提出したことの証明のために、金融機関や通信事業者へ提出するため、その番号を教示すること」について、「当該番号が不正に使われるようなことがあれば、証明業務の遂行に支障をきたす」とあるが、当該番号が不正に使われたことで支障が生じるのは、提出先の金融機関又は通信事業者であり、警察の証明業務に影響があるものではない。

カ 「公にすることにより、当該番号が不正に使われる」とは、第三者が受理番号のみをもって金融機関等に偽りの被害を申出ることを指すと思われるが、支払い免除等を決定するのはあくまでも金融機関であり、当該番号のみをもって行うような性質のものではなく、通常の利用実態との相違などから総合的に判断をし、支払免除等を決定するもので、必ず警察への被害相談を必要とするものではない。

キ 受理番号の不正利用が証明業務に支障をきたすという認識であれば、当該番号を第三者が使用できるような現状の証明業務のやり方自体に問題がある。

ク 非開示とすることは適切ではなく、情報公開制度の趣旨を損ない、県民の知る権利が阻害された。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

実施機関は、当該開示請求の対象公文書として、「〇〇警察署が令和5年2月1日から同年2月28日に受理した苦情・相談事案処理票268部」を特定した。

(2) 一部開示決定の理由

ア 受理番号は、県警察が相談等を受け、苦情・相談等事案処理票を作成した際に、その相談をした者及び相談内容について付される固有の番号であり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定される「個人識別符号」に準ずる性質を有するものといえる。

イ 受理番号は、個人情報保護法に規定されている「個人識別符号」として規定されているものではないが、相談をした者及び相談内容等を記録した苦情相談等事案処理票を作成する都度、重複せずに個別に付される固有の番号であり、受理番号は相談をした個人との連結が強固である性質のものである。また、当該番号をもって、鹿児島県警察情報管理システム（以下「管理システム」という。）を介して相談をした個人とその相談内容等にアクセスできるものであること等からも個人識別符号に類すると判断した。

ウ 受理番号は、振り込め詐欺が疑われる事案において、既に金銭を振り込んでしまった相談者が財産を保全するために振込先口座の凍結を金融機関に申請する場合や、モバイル決済の不正利用が疑われる事案において、支払い請求を求められた相談者が通信事業者に支払い免除を求める場合などにおいても利用されており、条例第7条第1号に定める、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると判断した。

また、金融機関が口座凍結を行う場合、氏名や生年月日等を聞いた上で、受理番号を聞き、手続きを行うことになる。

エ 受理番号を第三者に開示することで、例として、口座を凍結された犯罪者が、凍結を行った金融機関に対して受理番号を示し、口座名義人になりすまして口座凍結解除をもくろんだり、振り込め詐欺被害によりだまし取られた被害金がいまだ犯人側に渡らず金融機関が占有している状況の場合、被害者になりすました上で、当該受理番号を悪用して、被害金を不正に入手されるおそれがあることから、条例第7条第1号に定める、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると判断した。

オ 受理番号は、警察に相談があったことを証明する場合に、相談者に対して教示しているが、公にすることにより当該番号が不正に使われるようなことがあれば、証明業務の遂行に支障をおよぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に定める、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると判断した。

カ 「警察の証明業務」は、県民・国民の権利・利益の保護を図るため、警察が取扱う事務でその事実に関し、証明を行うことをいう。例として、振り込め詐欺等の被害者が、お金を振り込んだ口座からお金が引き出されないようにするため、金融機関に口座凍結を依頼する際、金融機関から相談者に対し、警察に相談した事実の証明として受理番号、相談した警察署名等を求められるため、警察では相談があった事実の証明として受理番号を相談者に伝えることがある。実際に、受理番号の不正利用が問題となった事例、開示して問題となった事例について、把握していないが、仮に、受理番号が不正利用された場合、警察業務の信用失墜につながり、ひいては証明業務そのものの信頼性が失われることとなる。

キ 相談者本人が個人情報保護法に基づき苦情・相談等事案処理票の開示請求をした場合は受理番号を開示するところではあるが、第三者が条例に基づき公文書開示請求をした場合は、上述した理由をもって不開示と判断したものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和6年10月24日	諮問を受けた。
11月28日	実施機関から弁明書の写しを受理した。
12月17日	実施機関から反論書の写しを受理した。
令和7年8月27日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
9月24日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は、〇〇警察署が令和5年2月1日から同年2月28日に受理した苦情・相談等事案処理票268部である。

苦情・相談等事案処理票は、実施機関が相談等を受けた際に作成されるものであり、管理システムにより登録、管理されている。

実施機関は、本件対象公文書の受理番号欄を条例第7条第1号及び条例第7条第6号に該当するとして、不開示としている。

審査請求人は、受理番号欄の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について検討する。

イ 条例第7条第1号（個人に関する情報）該当性について

(㍑) 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ

当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定している。

(㍒) 条例第7条第1号該当性について

実施機関は、受理番号は実施機関が相談等を受け、苦情・相談等事案処理票を作

成した際に、その相談をした者及び相談内容について付される固有の番号で、個人との連結が強固なものであり、当該番号をもって、管理システムを介して相談をした個人とその相談内容等にアクセスできるものであること等から、個人識別符号に準ずる性質を有すると主張している。

しかし、受理番号は、個人に対して付された番号ではなく、案件に対して付された番号である。また、管理システムは実施機関内部のシステムであり、一般人は操作することができない。したがって、苦情・相談等事案処理票の受理番号の情報だけでは、一般人が通常入手し得る情報と照合したとしても、特定の個人を識別することは出来ないと考えられる。

また、実施機関は、振り込め詐欺が疑われる事案において、既に金銭を振り込んでしまった被害者が、振込先口座の凍結を金融機関に申請する場合等に、受理番号を使用しており、第三者に開示することで、当該番号を不正利用され、個人の権利利益を害するおそれがあると主張している。

一方で、実施機関説明において、金融機関が口座を凍結する際には、単に受理番号のみをもって判断を行うのではなく、氏名や生年月日などの様々な情報を照合・確認した上で判断すると述べていることから、受理番号の開示が当該番号の不正利用に直結し、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認めがたい。

したがって、受理番号を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当であるとは言えず、開示が妥当である。

ウ 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）該当性について

（エ） 条例第7条第6号

条例第7条第6号は本文で、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事務の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

本規定は、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

なお、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

（イ） 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、受理番号を開示することで当該番号が不正利用された場合、警察業務の信用失墜につながり、ひいては証明業務そのものの信頼性が失われることになるとして、条例第7条第6号に該当すると主張している。

一方で、実施機関説明において、振り込め詐欺等の被害者が受理番号を用いて金融機関に申請を行う場合、金融機関は当該番号のみをもって判断を行うのではなく、氏名や生年月日などの様々な情報を照合・確認した上で判断すると述べていることから、当該番号が不正利用されるとは考えにくく、当該証明業務の遂行に支障が生じるおそれがあるとは認めがたい。

したがって、受理番号を条例第7条第6号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当であるとは言えず、開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。